

平成30年9月27日
株式会社 但馬銀行

当座勘定ご利用のお客さまへ

「当座勘定規定書」の一部改定のお知らせ

平成30年10月に予定されている全銀システムの稼働時間拡大にともない、平日夜間、土・日・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、下記のとおり「当座勘定規定書」に入金時限（15時）を明記する改定をおこないますので、お知らせします。

なお、このお取り扱いはずすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

一、対象規定

規定名	改定箇所
当座勘定規定書	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定書（たじまホーム・チェック用）	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定書（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

二、改定内容（例：当座勘定規定書）

改定前	改定後
第9条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） ① 同左 ② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。</u> ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

三、改定日

平成30年10月9日（火）

以 上